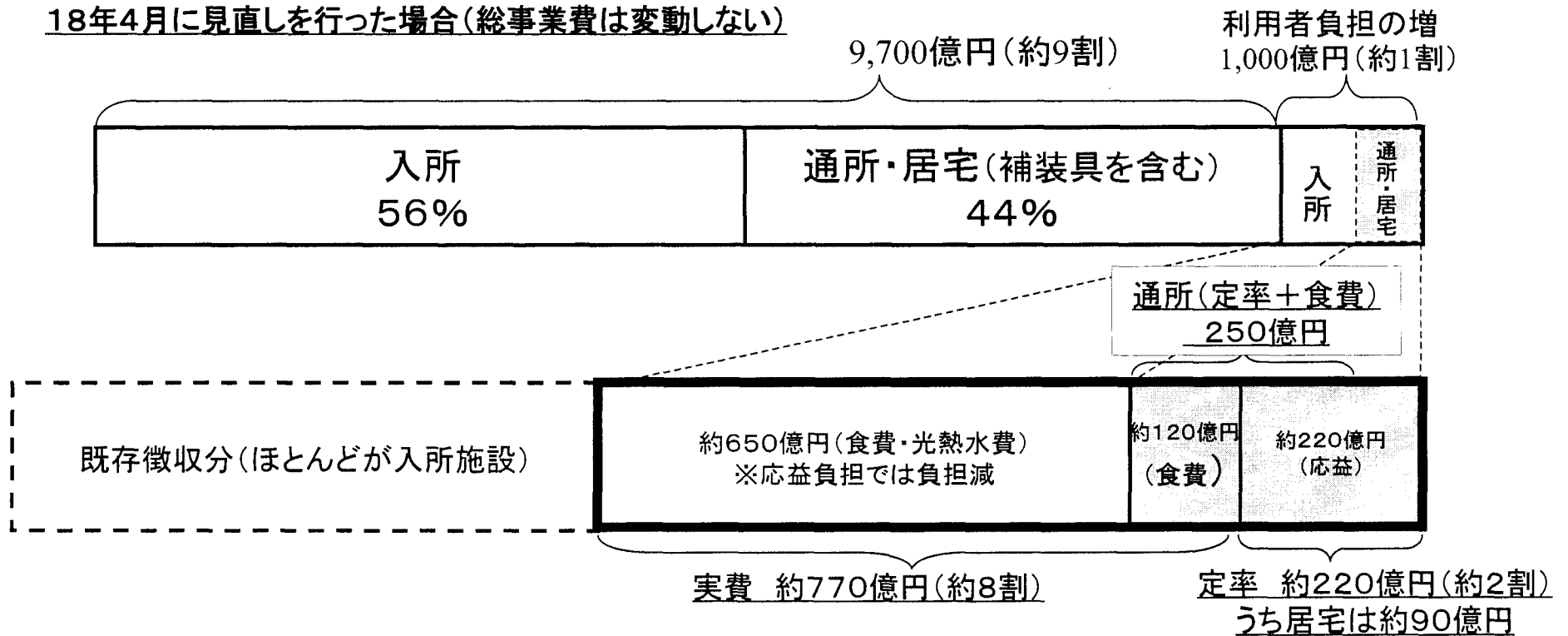


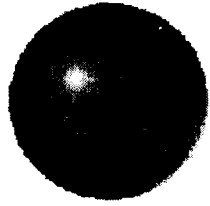
# 障害福祉サービスの利用者負担の見直しに係る財政効果 (平成18年度給付費ベース)

現下の財政状況では、平成18年1月の実施が必要不可欠

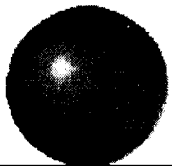
18年4月に見直しを行った場合(総事業費は変動しない)



※ 端数処理で合計が合わないことがある。国庫ベースでは上記額を1/2にした額である。



見直しに係る論点と経過措置等



## 障害福祉サービスの利用者負担の見直しに伴う論点

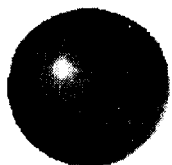
### 1 施設(通所・入所)における食費等の実費負担に係る経過措置等

(食費等の実費負担は、今回の利用者負担見直しの財政影響の8割を占める)

- ① 施設(通所・入所)における食費等の実費負担の円滑な実施のための経過措置。
- ② 児童福祉施設の利用者等の負担について、現行負担水準(在宅サービスと同様の基準)が低いため、今回の実費の見直しで平均的な負担が1万円→6万円に変更されることに伴う円滑な実施のための経過措置。
- ③ 利用者の実費負担の軽減を図るため、食事提供に係る規制緩和を進めるなど、食費に係るコストの効率化を図ること。(入所・通所等) 障害の状況から特に栄養管理等が必要な入所施設利用者については、平成18年度の新施設・事業体系の報酬設定(10月予定)の際に別途評価方法を検討する。

### 2 個別の事情に応じた応益負担に係る減免措置

- ① 地域生活・入所施設を通じて、今回の利用者負担の見直しにより生活保護へ移行することのないよう、新制度における最終的な負担軽減措置の必要性。
- ② 現行年金水準(障害基礎年金2級)で、グループホーム、入所施設での生活が可能となるような、個別の対応の必要性。



# 支出の実態(一般家計、グループホーム、入所施設)

障害基礎年金2級  
月額6.6万円

障害基礎年金1級  
月額8.3万円

(全世帯平均) 一人あたり9.4万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 2.2万円	居住費 1.3万円	その他生活費※ 6.0万円
--------------------	--------------	------------------

(年収200万円未満の世帯平均) 一人あたり5.0万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 1.6万円	居住費 1.2万円	その他生活費※ 2.1万円	1.6万円

(グループホームの費用負担の状況)(知的障害者) 一人あたり5.2万円(食費、居住費のみ)

食費 全平均2.4万円	居住費 全平均2.8万円	その他
----------------	-----------------	-----

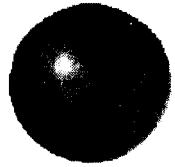
(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり1.9万円(基礎年金2級の場合)

応能負担 1.9万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.7万円
---------------------------------	--------------

(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり3.4万円(基礎年金1級の場合)

応能負担 3.4万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.9万円
---------------------------------	--------------

※ その他生活費は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽費、その他支出である



# 制度改革案に係る経過措置等の概要

## 1 地域生活関係の経過措置

### ①通所施設の食費負担に係る減額(生保・低所得1が対象)

食費負担について、人件費相当分を給付する。(月額5千円程度(本来の負担の1/3程度)となる。)(施行後3年間)

### ②グループホームの応益負担に係る個別減免(低所得1、2が対象)

応益負担について、一定額以下の預貯金等しか有しない者であって、一定の基準で算出した生活費(施行時は障害基礎年金2級相当)と本人の収入とを比較して、応益負担が困難なものに対して、個別に減免。(施行後3年間とし、継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

## 2 入所施設関係の経過措置

### ①20才以上の入所者に対する負担の経過措置

食費負担について、食費や居住費以外の「その他生活費」として一定の額(18年~2.5万円、21年~2.1万円など)が残るようにした上で、収入の範囲内で食費等の実費を負担する。(段階的に見直し)

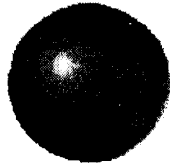
応益負担については、グループホームと同様の個別の減免を、同じ期間実施。

### ②20才未満の入所者に対する負担の経過措置

収入のない20才未満の者について、地域生活をしていれば通常かかる程度の費用(収入別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担を親等に求める。(継続的に見直し)

## 3 地域生活・入所施設を通じた個別の特別減額制度

○応益負担について、上記の措置のほか、地域生活・入所施設を通じて、より低い月額負担上限を適用すれば生活保護を要しなくなる者について、個別の申請に基づく、特別の減額制度を設ける。



# 地域生活関係の経過措置(案)の概要

## 通所施設の食費負担 (生保・低所得1を対象)

- 1 通所施設の食費負担は利用者の実費負担。実費の額は、施設ごとに定める。
- 2 制度施行後3年間、生活保護、低所得1に対して人件費相当分を支給。

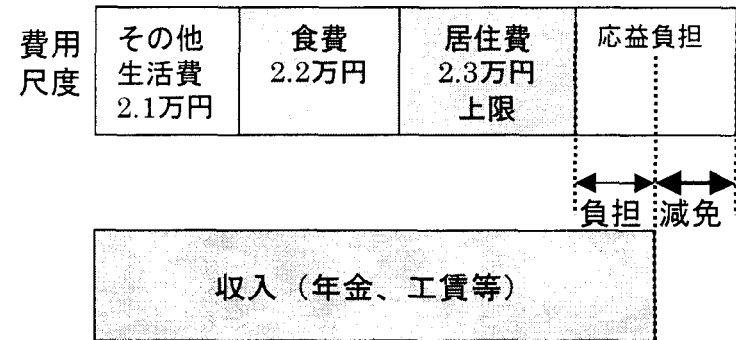
※ 従来、通所施設の特別の負担軽減措置として行っていた月額13万円程度の控除制については、定率負担の上限を認定する際には行わない。

### 実施後の概ねの負担額: 知的通所施設 (食費の実費額を現在の国の費用単価とした場合)

1日当たり 利用料	約680円(1割負担)
食 費	
生保、低所得1	約230円
その他	約650円
1月合計(22日利用)	
利用料	約1.5万円
食 費	
生保、低所得1	約0.5千円
その他	約1.4万円

## グループホーム利用者に係る 個別減免(低所得1、2を対象)

- 1 制度施行後3年間、グループホーム利用者に対して個別の減免制度を実施する。  
(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)
- 2 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定した基本的な費用構成を尺度として、本人の収入と比較し、応益負担の個別減免の範囲を定め実施。  
なお、一定額の預貯金等を有している者は対象外



- ※ 費用構成の各事項の額は家計調査等を踏まえ施行時までには検討。
- ※ 障害基礎年金1級の者等はその他生活費に3~5千円加算して計算
- ※ 上記以外の者は工賃等の収入から3千円基礎控除し、その他収入の計算方法等の詳細は施行時までには検討。

# 入所施設の経過措置等(案)の概要

## 20歳以上の入所者の負担構成

- 年金収入等から、一定の生活費を控除した上で、食費、光熱水費の実費を優先的に負担。  
当該実費が、年金収入等を上回る場合には、実費の基準の範囲内で補足給付を支給。
- 制度施行後3年間、20歳以上の入所施設利用者に対しグループホーム利用者と同様の個別の減免制度を実施。  
(グループホーム同様終了時までにて再検討)
- 入所施設における基本的な費用構成を尺度として、本人の収入(補足給付を含む)と比較し、応益負担の個別減免の範囲を定め実施。  
なお、一定額の預貯金等を有している者は対象外。

試算前提 1. 5万円  
経過措置 平成18年 (2. 5万円)  
平成21年 (2. 1万円)  
平成24年以降 実態調査を踏まえ段階的見直し

その他生活費	食費、光熱水費 5. 8万円 (4.8万+1.0万)	応益負担 1.5万円	食費4. 8万円 材料費2万円 人件費2. 8万円
負担 ←→		本人の収入、預貯金等に基づく減免措置を実施	
収入 (年金2級のみ) 6. 6万円	補足給付	※ 加算・基礎控除はグループホームと同様	

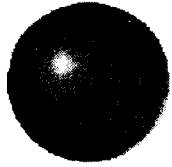
## 20歳未満の入所者の負担構成

- 年金のない20歳未満の者については、家計における収入別の平均的な一人当たり支出の範囲内で親等に負担を求める。
- 当該平均的な支出額から、一定の生活費(18歳未満は教育費を加算)を控除した上で、食費、光熱水費の実費を優先的に負担。
- 当該平均的な支出額を、実費、応益負担が上回る場合には、一定の基準の範囲内で補足給付を支給。
- この尺度は、食費等の実態調査を踏まえ、継続的に見直し

試算前提 1. 5万円  
経過措置 平成18年 (2. 5万円)  
平成21年 (2. 1万円)  
平成24年以降 実態調査を踏まえ段階的見直し

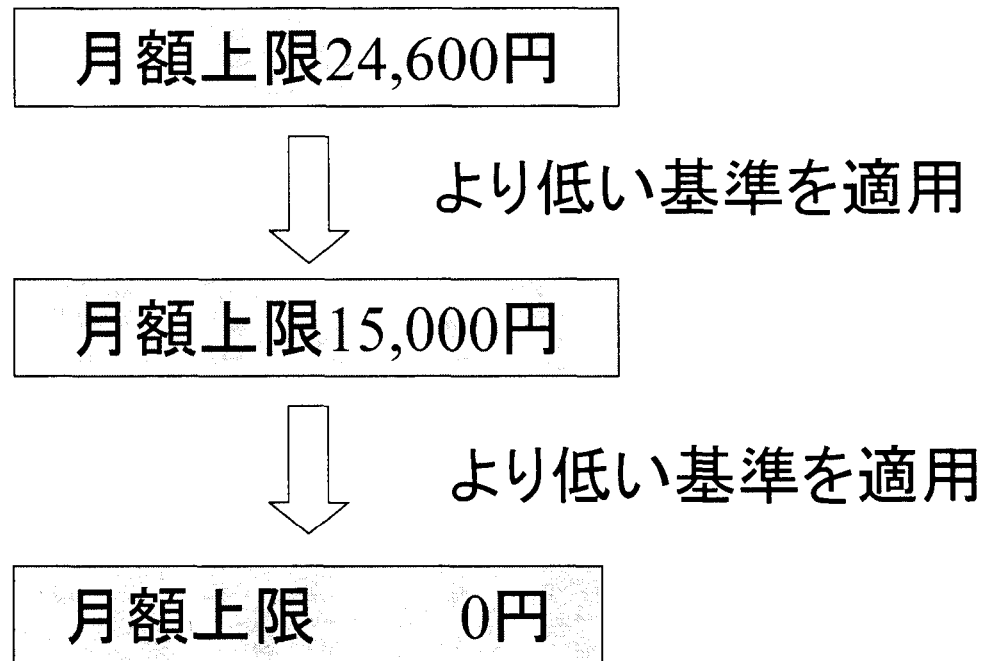
その他生活費	教育 0. 4万円	食費、光熱水費 5. 8万円	応益負担 1.5万円
負担 ←→		低所得世帯における一人当たり平均的な支出 約5. 0万円	
補足給付		補足給付	

※上記は低所得1の18歳未満の場合



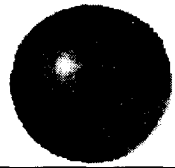
## 特別減額制度(生活保護への移行防止)の概要 — 地域生活、入所施設共通 —

本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。



※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。





# 平均的な利用者負担の例(実施案 含む経過措置)

モデル1: 在宅でホームヘルプを利用する身体障害者

ホームヘルパー(月平均8.4万円)  
生活保護の者 0円  
その他の者 8.4千円

平均負担率1.1% → 5.9%

モデル2: グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)

グループホーム: 月6.6万円、知的通所施設: 月14.9万円(食費除く)/22日通所

	食費(通所)	定率負担	経過措置後の費用増分
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.50万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+1.5万円(個別減免) =0.50万円~2.0万円
低所得2	1.43万円(650円×22日)	2.15万円 (グループホーム個別減免)	1.43万円+2.15万円(個別減免) =1.43万円~3.58万円
一般	1.43万円	2.15万円	1.43万円+2.15万円 = 3.58万円

平均負担率1% → 食費(通所) + 8.0%

低所得1が全員、個別に定率負担が免除された場合  
食費(3年間約2割減) + 5.0%

モデル3: 入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合

平均3.5万円(0円~費用全額) → 平均6.1万円(食費等込み)

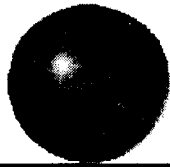
平均 4.8万円  
+ 応益負担(個別減免)

児童(負担者は親)施設の場合 ※大人と比較して同所得での負担水準が低い

平均1.1万円(0円~費用全額) → 平均6.1万円(食費等込み)

18歳未満 平均 3.5万円  
18・19歳 平均 3.9万円

特  
別  
減  
額  
制  
度



# 実施案による各事業平均(マクロ)の負担の変化

ホームヘルプサービス		通所施設	
現行	事業費 約6.0万円 利用者負担 約0.1千円 (約1%)	現行	事業費 約14.3万円(食費込み) 利用者負担 約0.1万円 (約1%)
平成18年	改正案 約4.3千円 (約7%)	平成18年	当初試算 約2.8万円 (約19%) 経過措置(3年間) 約2.3万円 (約16%) → 約3%の軽減(全体平均)
入所施設(20歳以上)		入所施設(18歳未満)	
現行	事業費 約32万円(食費等込み) 利用者負担 約3.5万円(約10%)	現行	事業費 約24.4万円(食費等込み) 利用者負担 約1.1万円(約5%)
平成18年	当初試算 約5.8万円(約19%) 経過措置 約4.8万円(約16%) + 応益負担(個別減免)	平成18年	当初試算 約6.1万円(約25%) 経過措置 約3.5万円(約14%) → 約11%の軽減(全体平均)
→ 減免に係るものを除き約3%の軽減(全体平均)		平成21年	経過措置 約3.9万円 食費等が同水準(5.8万円)であれば
平成21年	経過措置 約5.2万円 食費等が同水準(5.8万円)であれば	※ 18歳以上の場合には、+0.4万円	

※ 制度改正後、段階的に食事提供等の効率化を進め、実費負担の軽減を図る。

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。